

奈良県告示第二百八十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成三十年十二月四日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人青心会郡山青藍病院	大和郡山市本庄町一の一	平成三十三年十一月二十八日